

農地を農地以外のものにするための申請について「市街化調整区域の農地」

- 農地法第4条（土地所有者の転用） ・ □ 第5条（権利移動しながらの転用）

【申請締切等】

- 毎月25日頃締切（締切一覧を益城町 HP で公表しておりますのでご確認ください。）
- **必ず事前協議をお願いします。**
- 書類の不備等があると受付ができませんので、余裕を持って提出して下さい。
- 申請者名は、自署をお願いします。

【添付書類】 全て2部（原本、写し各1部）提出

※常設審議会案件（農地の面積が3,000㎡以上）は3部（原本1部、写し2部）提出

添付	提出	添付書類	発行先	備考	
どちらか	○	□	申請土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	熊本地方法務局	原本※証明日より <u>3カ月以内</u>
		□	法人の登記事項証明	熊本地方法務局	原本 転用者が法人の場合
		□	法人定款		// ※会社の原本証明
	○	□	事業計画書、資金計画書	農業委員会備付	
		□	資金証明書	銀行等	融資証明書、残高証明書等
		□	見積書		
	○	□	位置図及び周辺状況図 ※申請地を図示		位置図（1万分の1～5万分の1） 周辺状況図（1,000分の1程度）
	○	□	土地の地番を表示する図面 （字図等）		
	○	□	土地代替性検討表		検討表と位置図のセット
	○	□	配置図（土地利用計画図）		
	○	□	排水計画図		配置図に記入しても可
		□	その他参考となる図面		建物立面図、平面図等
		□	取水、排水同意書		
		□	土地改良区の意見書	土地改良区、農協	申請地が土地改良区域内の場合
		□	他法の許認可申請書等の写し	都市計画等	開発許可等
	□	農地の賃貸借（または使用貸借） の解約を証する書面の写し	農業委員会備付	小作契約が結ばれている場合	
	□	委任状		代理人が申請の場合（ <u>氏名自署</u> ）	
	□	譲受人・賃借人の住民票		転用者が町外者の場合（法人除く）	
	□	仮登記・抵当権等の同意書	個人・銀行等	土地に権利関係がある場合	

※ 譲渡人等（所有者）の氏名及び住所が登記事項証明書に記載の氏名及び住所の表示と異なる場合は、その変更の事実が確認できる証明書（戸籍謄本・住民票・戸籍の附票等）